

6 佐高福第379号
令和7年1月15日

介護保険事業者様

佐久市福祉部高齢者福祉課長

介護保険事業者における事故発生時の報告について（依頼）

日頃から市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、現在、介護保険指定居宅サービス及び介護保険施設等の運営基準に基づき、介護保険事業者は、介護サービス提供中に事故等が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うこと、事故の状況や対応などについて記録し保険者へ報告することが義務付けられています。

この度、令和6年11月29日付の厚生労働省老健局通知に基づき、介護保険施設等における事故の報告様式及び報告書の提出方法を変更しますので、下記のとおりご対応をお願いいたします。

記

1 報告対象について

- (1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合。（負傷は、医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告対象とする。）
- (2) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合（社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日付け厚生労働省通知（令和5年4月28日一部改正）に準ずる。）
- (3) 施設等から利用者が行方不明になり、公的機関に捜索を依頼した場合。
- (4) 施設が機械故障等で長期にわたり使用できず、利用者に影響を与える場合。
- (5) その他必要と認められる場合。（医師の診療を要しない場合を含む）

※受傷・過失の有無等に関わらず、苦情通報・訴訟・トラブル等が想定される事案等

2 報告様式

別紙 事故報告書（事業所→佐久市）のとおり
(※自由記載欄、独自項目追加欄が追加されました。)

3 報告期限及び方法について

(1) 報告期限

第1報は、少なくとも別紙様式の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に、佐久市福祉部高齢者福祉課介護保険事業係まで提出してください。

その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の分析や再発防止策等

については、作成次第報告してください。

※利用者や入所者の死亡事故等重大な事故と認められる場合については、直ちに報告してください。

(2) 提出方法

令和7年2月1日以降の報告書の提出は、原則、ながの電子申請サービスからの提出によるものとします。

(事故報告書提出 URL)

https://apply.e-tumo.jp/city-saku-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52743



4 添付書類

事故発生場所が特定できる図面等必要に応じて

5 その他

事故報告書の内容について利用者ご本人やご家族に事実確認をする場合があります。

佐久市 高齢者福祉課 介護保険事業係

担当 中嶋

TEL 0267-62-3154 内線 291

FAX 0267-63-0241

E-mail koureisya@city.saku.nagano.jp